

1 療育支援

【療育支援課】

1 施設

(1) 簡易マザーズホーム

運動発達等の気になる子どもと保護者に対し、遊びを通じて基本的な生活習慣の獲得、運動機能や情緒の発達を促すよう支援する。

◎船橋市東簡易マザーズホーム（社会福祉会館内）

○開設年月日 昭和 59 年 4 月 1 日

○定員 20 人

○現員 22 人（令和 7 年 4 月現在）

○職員数 11 人（園長・保育士 1 人、理学療法士 2 (1) 人、作業療法士 1 人、看護師 2 (1) 人、
保育士 4 (2) 人、保育職員 1 (1) 人) ※()内は会計年度任用職員の数

○通園 通園バス可

◎船橋市西簡易マザーズホーム（海神児童ホーム内）

○開設年月日 昭和 41 年 2 月 1 日

○定員 20 人

○現員 22 人（令和 7 年 4 月現在）

○職員数 9 人（園長・理学療法士 1 人、理学療法士 2(1)人、作業療法士 1 人、看護師 1 人、
保育士 3 (1) 人、保育職員 1 (1) 人) ※()内は会計年度任用職員の数

○通園 通園バス可

(2) 親子教室

就学前の発達等の気になる子どもとその保護者を通室させ、遊びや生活に関する支援を行う。

◎船橋市こども発達相談センター たんぽぽ親子教室（高根台子育て支援センター2 階）

○開設 昭和 54 年 4 月 1 日

○定員 24 人

○現員 16 人（令和 7 年 4 月現在）

○職員 9 人（保育士 8 (4) 人、保育職員 1 (1) 人）

※()内は会計年度任用職員の数

◎船橋市こども発達相談センター ひまわり親子教室（西部消防保健センター5 階）

○開設 平成 12 年 10 月 1 日

○定員 24 人

○現員 12 人（令和 7 年 4 月現在）

○職員 8 人（保育士 8 (5) 人) ※()内は会計年度任用職員の数（1）

2 相談業務

(1) 船橋市こども発達相談センター（保健福祉センター5 階）

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前のお子さんの発達に関する心配事の相談に応じる。平成 27 年 10 月 1 日、ことばの相談室を統合し、保健福祉センターへ移転した。

地域子育て部・こども家庭部

○開設年月日 平成 17 年 4 月 1 日

○職員数 45 人（所長 1 人、心理発達相談員 21(13) 人、言語相談員 12 (10) 人、理学療法士 2 人、作業療法士 2 人、保育士 2 (1) 人、事務員 4(2) 人）、社会福祉士 1 人

※()内は会計年度任用職員の数

○嘱託医 4 人

3 助成・補助

(1) 児童福祉施設入所費用等助成（市の制度）

市内に居住し児童福祉施設に入所又は通所している児童の保護者に対して、費用の一部を助成する。（障害児入所施設・児童発達支援センター）また、同一世帯に第一子が児童福祉施設（保育所等を含む）又は児童発達支援事業所を利用し、第二子目以降の児童が、児童福祉施設又は児童発達支援事業所を利用した場合に、費用の一部又は全部を助成する。

(2) 心身障害児入学祝金（市の制度）

特別支援学校の小・中・高等部または小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校の特別支援学級入学児童の保護者に対し、入学祝金を支給する。

○支給額 8,000 円

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成（市の制度）

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入費の一部を助成する。

4 障害児通所支援

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を利用した場合に、障害児通所給付費等を支給する。

○実績（令和 6 年度）

サービス種類	利用延人数	利用延日数
児童発達支援	15,503	109,287
放課後等デイサービス	30,454	215,708

2 児童福祉（保育）

1 入所児童数

【保育入園課、保育運営課】

施設・事業		施設・事業数	定員	入所児童数				
				入所区分	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	合計
保育所	公立	27	4,532	本市入所児	1,297	786	1,556	3,639
				管外受託児	7	1	11	19
				小計	1,304	787	1,567	3,658
	私立	98	8,939	本市入所児	3,396	1,600	3,158	8,154
				管外受託児	40	20	75	135
				小計	3,436	1,620	3,233	8,289

認定こども園	11	1,724	本市入所児 管外受託児 小計	212 7 219	256 46 302	698 61 758	1,166 114 1,280
小規模保育事業	38	673	本市入所児 管外受託児 小計	601 7 608	— — —	— — —	601 7 608
家庭的保育事業	3	13	本市入所児 管外受託児 小計	7 0 7	— — —	— — —	7 0 7
小計	177	15,881	本市入所児 管外受託児 小計	5,513 61 5,574	2,642 67 2,709	5,412 147 5,559	13,567 275 13,842
管外市町村への委託児童数	—	—	本市入所児	61	23	54	138
合計	177	15,881	本市入所児 管外受託児 合計	5,574 61 5,635	2,665 67 2,732	5,466 147 5,613	13,705 275 13,980

2 保育所一覧

【保育運営課】

○公立

施設名	所在地	定員	開設年月日
宮本第一保育園	宮本 6-26-27	126	昭 35. 5. 1
宮本第二保育園	宮本 8-9-10	168	50. 4. 1
若松保育園	若松 2-6-3	168	45. 12. 1
湊町保育園	湊町 1-16-23	271	29. 6. 10
千鳥保育園	南本町 13-1	213	28. 4. 20
中央保育園	本町 4-17-21	209	25. 4. 24
本町保育園	本町 6-7-18	140	53. 4. 1
海神第一保育園	海神 2-13-25	244	43. 5. 1
海神第二保育園	本町 1-23-7	73	50. 4. 1
西船保育園	西船 6-1-24	150	49. 4. 1
本中山保育園	本中山 5-6-1	155	53. 4. 1
若葉保育園	藤原 7-41-1	163	41. 4. 1
行田保育園	行田 3-1-2	200	52. 4. 1
夏見第一保育園	夏見 4-10-26	147	27. 6. 10
夏見第二保育園	夏見台 4-1-1	150	54. 4. 1
高根保育園	新高根 4-19-2	165	50. 4. 1
金杉台保育園	金杉台 1-1-6	120	47. 4. 1
二和保育園	二和東 5-50-1	147	45. 10. 1
三山保育園	三山 6-26-26	162	47. 4. 1

地域子育て部・こども家庭部

二宮保育園	前原西 6-1-12	195	38. 7. 1
習志野台第一保育園	習志野台 2-50-3	248	43. 7. 1
習志野台第二保育園	習志野台 6-7-1	152	48. 4. 1
高根台保育園	高根台 2-2-2	200	40. 4. 1
緑台保育園	緑台 2-4-11	120	50. 4. 1
芝山第一保育園	芝山 3-10-4	183	53. 4. 1
小室保育園	小室町 3305	120	55. 4. 1
浜町保育園	浜町 1-1-1	143	56. 4. 1
27 か所		4,532	

○私立

施設名	所在地	定員	開設年月日
めぐみ保育園	薬円台 4-6-1	222	昭 23. 12. 1
中山あけぼの保育園	本中山 3-19-3	170	30. 4. 1
ひばり保育園	松が丘 1-33-4	120	39. 10. 1
杉の子保育園	新高根 3-8-1	120	42. 4. 1
しらゆり保育園	北本町 2-47-7	100	43. 4. 1
あすなろ保育園	二和西 2-6-1	120	47. 4. 1
たかね台ベビーホーム	高根台 1-9-23-201	30	47. 4. 1
まこと保育園	神保町 275-34	150	49. 1. 1
まこと保育園分園	習志野台 2-73-9	29	平 22. 4. 1
三咲小鳩保育園	三咲 3-6-2	300	昭 49. 4. 1
てまり保育園	藤原 5-4-39	130	51. 4. 1
みどり保育園	市場 4-12-3	120	52. 5. 1
三山つくし保育園	三山 9-31-7	143	53. 4. 1
アンデルセン保育園	習志野台 7-8-21	120	54. 4. 1
やまびこ保育園	咲が丘 2-11-5	160	54. 4. 1
弥生保育園	本中山 3-4-18	150	54. 4. 1
かもめ保育園	新高根 6-43-3	90	55. 4. 1
かもめ保育園芝山分園	芝山 3-10-8 船橋市芝山出張所 2 階	29	平 13. 4. 1
前原保育園	前原西 8-23-5	90	昭 55. 4. 1
ベル・ナーサリー	行田 1-49-1	60	平 14. 4. 1
アンデルセン第二保育園	習志野台 5-43-3	70	15. 4. 1
西船みどり保育園	西船 1-21-50	100	15. 9. 1
アリスなかよし保育園	西船 2-29-28	90	16. 4. 1
ロータス保育園	藤原 5-23-2	60	17. 4. 1
海神南保育園	海神町南 1-1627-2	80	19. 4. 1
前原ひまわり保育園	前原西 4-18-19	110	19. 4. 1

夏見台保育園	夏見台 2-16-1	60	19. 4. 1
ブレスクール・ベル	海神 4-23-16	100	19. 10. 1
みそら保育園	東中山 2-1-20	90	20. 4. 1
さくら保育園	二子町 474	120	20. 4. 1
印内保育園	印内 2-2-31	60	20. 4. 1
船橋あおぞら保育園	三咲 3-12-55	60	20. 10. 1
船橋あおぞら保育園分園	二和東 6-16-10 エバラビル 2 階	15	21. 8. 1
ククルなかよし保育園	夏見 2-11-43	150	22. 4. 1
なないろ保育園	行田 1-39-5	100	22. 4. 1
ローゼンかみやま保育園	上山町 2-288-1	90	23. 4. 1
こでまり保育園	藤原 2-2-22	60	23. 4. 1
はさま保育園	飯山満町 3-1512-1	115	23. 4. 1
美しが丘保育園	坪井東 5-18-30	70	23. 4. 1
まなびの森 船橋ピコレール保育園	宮本 2-6-26	60	23. 4. 1
なの花保育園	飯山満町 1-967-1	90	24. 4. 1
ベル・ナーサリー・アスール	海神 3-30-1	60	24. 4. 1
たちばな保育園	前原西 2-24-10	130	24. 4. 1
南船橋保育園	若松 2-3-15	140	24. 9. 1
高根台グリーンキディ保育園	高根台 2-10-5	78	25. 4. 1
アポロンの丘	習志野台 2-59-22	48	25. 9. 1
リサ保育園	海神町南 1-728	90	26. 4. 1
シーガル保育園	飯山満町 2-1007-1	120	26. 4. 1
敬心ゆめ保育園	東船橋 3-15-8	120	26. 4. 1
ゆいまーる保育園	北本町 1-12-8	140	26. 4. 1
ナーサリー木の実	坪井東 4-7-60	90	27. 4. 1
丸山旭保育園	丸山 5-33-25	80	27. 5. 1
あまねの杜保育園	行田 2-9-10	160	27. 8. 1
AIAI NURSERY 宮本	宮本 3-9-4 2 階	74	27. 10. 1
東船橋ちとせ保育園	東船橋 1-16-25	100	28. 4. 1
船橋どろんこ保育園	本町 6-8-9	110	28. 4. 1
グローバルキッズ コトニア西船橋園	東中山 1-19-13	90	28. 4. 1
船橋ハーモニー保育園	前原東 5-8-8	105	28. 4. 1
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋	海神 3-26-30	100	28. 4. 1
えがおの森保育園・にしふなばし	本郷町 430	92	28. 4. 1
薬園台・学びの保育園	薬円台 5-6-7	71	28. 4. 1
AIAI NURSERY 北習志野	西習志野 3-27-7	56	28. 4. 1
船橋光の子保育園	丸山 1-3-3	50	28. 5. 1
船橋法典すきっぷ保育園	藤原 1-3-10	65	29. 4. 1

地域子育て部・こども家庭部

AIAI NURSERY 船橋法典	上山町 1-223-4	60	29. 4. 1
AIAI NURSERY 西船橋	西船 5-26-25 2・3 階	60	29. 4. 1
にじいろ保育園薬円台	薬円台 1-24-1	77	29. 4. 1
塚田ここわ保育園	北本町 2-41-20	70	29. 4. 1
ブルッキング保育園	宮本 1-8-11	90	令 6. 4. 1
そらまめ保育園 新船橋	北本町 1-17-22	90	平 29. 4. 1
まなびの森保育園飯山満	二宮 1-71-30	60	29. 4. 1
グリュック保育園	東船橋 1-26-10	60	29. 4. 1
ゆめのもり保育園	前原西 7-1-19	60	29. 4. 1
船橋どろんこ保育園分園	本町 5-18-25	30	29. 4. 1
太陽の子 塚田保育園	行田町 352-5	75	30. 2. 1
まなびの森保育園東船橋	東船橋 1-18-12	80	30. 4. 1
まなびの森りんごのき保育園	東船橋 1-24-15 グレイス 東船橋 1 階	30	令 5. 4. 1
新船橋ここわ保育園	海神 5-29-61	60	平 30. 4. 1
西船橋すきっぷ保育園	西船 4-12-20	65	30. 4. 1
ラブキッズ	行田 3-2-21	70	30. 4. 1
ゆめわかば保育園	前原東 2-18-41	70	31. 4. 1
たんぽぽ西船橋駅前保育園	印内町 631-1	80	31. 4. 1
たんぽぽ海神町南保育園	海神町南 1-1428-20	60	31. 4. 1
アートチャイルドケア船橋くれよん保 育園	坪井東 2-13-27	60	令 5. 10. 1
Milky Way International Nursery School 新船橋校	夏見 3-20-11	80	平 31. 4. 1
西船橋雲母保育園	本郷町 456-1 アクロスキュー ーブ西船橋 2 階	60	31. 4. 1
そらまめ保育園 西船橋	海神 6-16-11	75	31. 4. 1
まなびの森保育園船橋競馬場駅前	宮本 9-1-11	140	31. 4. 1
ポポラー千葉新船橋園	北本町 1-12-17 ブラウド 船橋クラブハウス 2 階	50	31. 4. 1
船橋うめのき保育園	上山町 1-225-3	60	令 2. 4. 1
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋北	山手 1-1-11	75	2. 4. 1
船橋こどもの木保育園	西習志野 2-6-1	60	2. 4. 1
船橋馬込沢雲母保育園	上山町 2-487-1	60	2. 4. 1
京進のほいくえん HOPPA 前原西	前原西 4-12-15	70	2. 4. 1
ここみ保育園	海神 1-8-9	40	2. 4. 1
共同保育所子どもの家	本町 5-15-9	50	2. 10. 1
ベル・ナーサリー 塚田	行田 1-50-31	150	3. 4. 1
東船橋雲母保育園	東船橋 3-36-13	60	3. 4. 1

オーチャード・キッズ船橋馬込沢園	藤原 7-3-1 東信馬込沢ビル 5 階	43	4. 4. 1
東船橋ひなた保育園	中野木 2-31-13	60	4. 4. 1
トット保育園はさま	飯山満町 3-1345-1	67	4. 4. 1
船橋馬込公園前雲母保育園	馬込西 2-6-10	60	6. 4. 1
98 か所（分園を除く）		8,939	

3 認定こども園一覧

【保育運営課】

○私立

施設名	所在地	定員	開設年月日
船橋旭こども園	夏見台 5-7-13	150	平 27. 4. 1
田喜野井旭こども園	田喜野井 4-30-12	60	27. 4. 1
認定こども園 不二幼稚園	飯山満町 2-666	318	28. 4. 1
認定こども園おひさま	前原西 6-1-64	80	28. 2. 4
幼保連携型認定こども園 大浜幼稚園	薬円台 4-6-3	175	29. 4. 1
そらまめこども園 船橋駅前	本町 1-30-1	111	30. 4. 1
高根台文化こども園	高根台 3-3-2	210	31. 4. 1
二和ひつじこども園	二和東 6-23-21	144	令 2. 4. 1
モンテッソーリたんぽぽ子供の家	前原西 4-30-22	41	3. 4. 1
認定こども園 栄光幼稚園	芝山 3-10-9	165	4. 4. 1
幼保連携型認定こども園 木の実幼稚園	坪井東 4-7-1	270	5. 4. 1
11 か所		1,724	

4 小規模保育一覧

【保育運営課】

○私立

事業所名	所在地	定員	開設年月日
小規模保育所 リトルキディ	坪井東 3-10-1 グランソシア船橋芽吹の杜内	19	平 27. 4. 1
うみのほいくえん	湊町 2-2-20-アソルティ船橋 102・202	19	27. 4. 1
パルパステル保育園	本町 5-14-15 パルパステル 101	19	27. 4. 1
キッズランド未来	二和東 6-18-27 1 階	19	27. 10. 1
保育ルームキューティー	前原東 5-18-4	19	28. 4. 1
太陽の子 船橋三咲保育園	南三咲 1-20-10	19	28. 4. 1
ひだまり滝台保育園	滝台 1-12-12	18	28. 4. 1
京進のほいくえん HOPPA 船橋駅園	本町 4-7-17	12	28. 4. 1

地域子育て部・こども家庭部

京進のほいくえん HOPPA 津田沼園	前原西 2-7-9 三真ビル2階	19	28. 4. 1
リトル・清和	前貝塚町 646-8	15	28. 4. 1
トレポンテ駅前保育園	本町 6-8-1	12	28. 4. 1
りりぱっとナーサリー津田沼園	前原西 2-44-10	19	28. 10. 1
すずらん保育園	三山 3-39-2	19	29. 4. 1
健伸むぎの子保育園	丸山 5-15-15	19	29. 4. 1
クレヨンキッズ北習志野園	習志野台 1-34-25	19	29. 4. 1
G a k k e n ほいくえん 西船橋	二子町 610 1 階	19	29. 4. 1
東船橋色葉保育園	東船橋 4-31-9	11	30. 4. 1
リップル保育園西船橋	葛飾町 2-378-7	19	30. 4. 1
ひかり保育園	習志野台 4-3-9	18	30. 4. 1
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋第二	山手 1-3-17	19	31. 4. 1
やきがやなかよし保育園	八木が谷 2-18-1	19	31. 4. 1
サンヴェルデ保育園	緑台 2-4-17	19	令元. 10. 1
ひだまり保育園	薬円台 6-1-1 薬園台駅2階	18	元. 10. 1
こりんご保育園	東船橋 1-38-3 清水ビル2階	15	2. 4. 1
保育ルームサンライズ船橋	本町 1-25-18	18	2. 10. 1
キッズフィールド東船橋駅前園	東船橋 4-31-7 プティソール 201	19	3. 4. 1
すくすく北習志野ほいくえん	習志野台 3-17-16	19	3. 4. 1
保育ステーション ハミングバード	習志野台 3-1-1 エキタキタナラ 3 階	19	3. 4. 1
前原ベイベーズ保育園	前原東 5-16-15	19	3. 4. 1
スクルドエンジェル保育園 船橋日大前園	習志野台 7-14-19	19	5. 4. 1
ひなぎく保育園	海神 4-29-10	17	5. 4. 1
プリスクール木の実	坪井東 4-7-4	18	5. 4. 1
神明キッズナーサリー	飯山満町 1-640-3,11	18	6. 4. 1
中台リトルナーサリー	前原東 4-16-18	12	7. 4. 1
キッズルームはさまわかば	飯山満町 2-998-11-1 LE-CIEL MK101	15	7. 4. 1
プチリック飯山満町園	飯山満町 3-1343-3	19	7. 4. 1
プチリック芝山園	芝山 1-4-3	19	7. 4. 1
ハートフルキッズ馬込沢保育園	藤原 7-11-8	19	7. 4. 1
38 か所		673	

5 家庭的保育一覧

【保育運営課】

○私立

事業所名	所在地	定員	開設年月日
家庭的保育者 桑原	松が丘 5	5	平 27. 4. 1
家庭的保育者 片渕	新高根 1	3	27. 4. 1
家庭的保育者 飯田	田喜野井 2	5	令 2. 10. 1
3 か所		13	

6 保育料

【保育入園課】

保育料は、子どもの年齢、保護者の市民税額（合計額）から算定される。

- ・ 1号認定（3歳以上児）・・・保育料は0円。
- ・ 2号認定（3歳以上児）・・・保育料は0円。

（子どもの年齢は当該年度の4月初日の前日の満年齢で算定し、年度の途中で満3歳の誕生日を迎えても当該年度中は0円にはならない。翌年度の4月1日から0円となる。）

- ・ 3号認定（3歳未満児）・・・保育必要量や世帯の市民税額により保育料が変わる。

○保育料表【3号（標準時間）認定】（単位：円）

階層	保護者の市民税額 （世帯の合計額を基準とする）	第1子 （標準保育料）※1		第2子 （半額保育料）※1		第3子 以降 ※1
		3歳未満児		3歳未満児		
			ひとり親 世帯等 ※2		ひとり親 世帯等 ※2	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	無 料
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ課税	7,800	3,770	3,900	0	
C2	市民税所得割額 24,300未満	8,950	4,320	4,470	0	
C3	24,300以上 48,600未満	10,100	4,480	5,050	0	
D1-1	48,600以上 57,700未満	15,000	4,480	7,500	0	
D1-2	57,700以上 72,800未満	15,000	4,480	7,500	0	
D2-1	72,800以上 77,101未満	20,100	6,000	10,050	0	
D2-2	77,101以上 97,000未満	20,100		10,050		
D3	97,000以上 115,000未満	25,000		12,500		
D4	115,000以上 133,000未満	29,000		14,500		
D5	133,000以上 151,000未満	33,000		16,500		
D6	151,000以上 169,000未満	37,000		18,500		
D7	169,000以上 202,000未満	42,700		21,350		
D8	202,000以上 235,000未満	46,700		23,350		
D9	235,000以上 268,000未満	50,800		25,400		
D10	268,000以上 301,000未満	54,900		27,450		
D11	301,000以上 349,000未満	57,500		28,750		
D12	349,000以上	60,000		30,000		

地域子育て部・こども家庭部

○保育料表【3号（短時間）認定】（単位：円）

階層	保護者の市民税額 (世帯の合計額を基準とする)	第1子 (標準保育料) ※1		第2子 (半額保育料) ※1		第3子 以降 ※1
		3歳未満児		3歳未満児		
			ひとり親 世帯等 ※2		ひとり親 世帯等 ※2	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	無 料
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ課税	7,660	3,770	3,830	0	
C2	市民税所得割額 24,300未満	8,790	4,320	4,390	0	
C3	24,300以上 48,600未満	9,920	4,480	4,960	0	
D1-1	48,600以上 57,700未満	14,740	4,480	7,370	0	
D1-2	57,700以上 72,800未満	14,740	4,480	7,370	0	
D2-1	72,800以上 77,101未満	19,750	6,000	9,870	0	
D2-2	77,101以上 97,000未満	19,750		9,870		
D3	97,000以上 115,000未満	24,570		12,280		
D4	115,000以上 133,000未満	28,500		14,250		
D5	133,000以上 151,000未満	32,430		16,210		
D6	151,000以上 169,000未満	36,370		18,180		
D7	169,000以上 202,000未満	41,970		20,980		
D8	202,000以上 235,000未満	45,900		22,950		
D9	235,000以上 268,000未満	49,930		24,960		
D10	268,000以上 301,000未満	53,960		26,980		
D11	301,000以上 349,000未満	56,520		28,260		
D12	349,000以上	58,980		29,490		

○保育料表【3号認定 半額保育料の特例】（単位：円）

階層	半額保育料の特例 ※3		
	組み合わせ		
	第1子	3歳未満児	
	第2子	3歳未満児	
		標準時間	短時間
C1～D7		この間（空欄部分）の階層の第2子の保育料は半額保育料が適用	
D8		23,300	
D9		19,200	20,070
D10		15,100	16,040
D11		12,500	13,480
D12		10,000	11,020

※1 生計を一にしている子どものうち、最も年長の子どものに「第1子（標準保育料）」、2番目に年長の子どものに「第2子（半額保育料）」、3番目以降に年長の子どものに「第3子以降（無料）」をそれぞれ適用する。

※2 ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいう。

※3 「半額保育料の特例」の保育料は、同一世帯において、「保育所等」を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち年齢の高い方から数えて最も年齢の高い子ども（第1子）及び2番目の子ども（第2子）が表中の年齢の組み合わせの場合、当該第2子に適用する。

※寄附金控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除については、保育料算定上控除の対象とならない。（これらを控除しない税額で保育料を算定する）

※家庭的保育事業の保育料は、認可保育所保育料の70%程度

7 一時預かり事業

【保育入園課】

保護者の就労や通院等で一時的に保育が困難となる場合や、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する場合等に預かりを行う一時預かり事業を実施している。

○利用条件

- ①A利用 保護者の就労や通院等で育児が困難となる場合（原則月9日以内）
- ②B利用 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等（原則月2日以内）

○一時預かり事業実施園（休止施設除く）

実施園名	住所
湊町保育園	湊町 1-16-23
東船橋ちとせ保育園	東船橋 1-16-25
敬心ゆめ保育園	東船橋 3-15-8
まなびの森保育園船橋競馬場駅前	宮本 9-1-11
船橋どろんこ保育園	本町 6-8-9
弥生保育園	本中山 3-4-18
みそら保育園	東中山 2-1-20
あまねの杜保育園	行田 2-9-10
ローゼンかみやま保育園	上山町 2-288-1

実施園名	住所
アンデルセン第二保育園	習志野台 5-43-3
田喜野井旭こども園	田喜野井 4-30-12
シーガル保育園	飯山満町 2-1007-1
前原ひまわり保育園	前原西 4-18-19
古和釜幼稚園	松が丘 4-32-1
健伸幼稚園	丸山 5-12-7
八木ヶ谷幼稚園	八木が谷 2-18-1
若松幼稚園	若松 2-3-3

○利用料（下表の額を基準に各園で定める額）

年齢	区分	基本利用料（1日利用） 9:00～17:00	短縮利用料（半日利用） 9:00～13:00 または 13:00～17:00	昼食利用料
3歳未満児		2,500 円	1,250 円	300 円～
3歳以上児		1,000 円	500 円	

8 休日保育事業

【保育入園課】

認可保育園等に在園している児童を、保護者が就労等により平日だけでなく休日も家庭での保育ができない場合に、保育園で預かる事業を実施している。

○利用可能日 日曜日及び祝休日（1月1日から3日を除く）、年末（12月29日から31日）

○利用時間 午前7時から午後7時まで

○休日保育実施園

施設名・住所	利用料
湊町保育園（受託事業者：株式会社アミー） 湊町 1-16-23	3歳未満児 1日 2,700 円
アンデルセン第二保育園 習志野台 5-43-3	3歳以上児 1日 1,500 円

9 病児保育事業

【保育入園課】

保育園等に通園している児童や家庭で保育されている児童が、病気療養中で症状が軽度と判断され入院を必要としない状態にある場合（病児保育）や病気の回復期にある場合（病後児保育）に、保育園等の集団保育や家庭での保育ができない期間、一時的に児童を預かる事業を実施している。

○利用時間 月曜日から金曜日 午前 8 時から午後 6 時まで 土曜日 午前 8 時から午後 1 時まで

○休日 日曜日・祝休日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）・実施施設の休業日

オー・キッズは水曜定休

○実施施設

施設名・住所	利用料
わたぐもの部屋 米ヶ崎町 651-1	月曜日から金曜日（午前 8 時から午後 6 時まで） 《1 日》 2,000 円 《半日（5 時間まで）》 1,000 円 土曜日（午前 8 時から午後 1 時まで） 1,000 円
オー・キッズ 本町 3-3-7	
アトム 習志野 5-10-30	
病児保育室わかば 三咲 3-1-15（送迎対応実施）	
アイリスルーム（さくら保育園内） 二子町 474	
	給食サービスの利用 《1 食》 施設が定める料金

10 ファミリー・サポート・センター（育児）事業

【地域子育て支援課】

育児の援助を行いたい者（協力会員）と受けたい者（利用会員）との会員組織を作り、仕事と育児の両立の支援及び地域の子育て支援を行っている。協力会員は、保育所等の開始前や終了後の子どもの預かりや、送迎など育児のサポートを行う。

公益財団法人船橋市福祉サービス公社に事業を委託し、実施している。

○対象年齢 原則生後 6 カ月以上概ね 13 歳未満

○活動および利用時間 原則午前 6 時～午後 10 時

○登録条件および報酬基準額

会員名	会員登録条件	報酬基準額（1 時間あたり）
利用会員	市内在住または在勤で、生後 6 カ月以上概ね 13 歳未満の児童の保護者	援助活動終了後、利用会員は協力会員へ報酬を支払う。
協力会員	市内在住の 20 歳以上で、ファミリー・サポート・センターの指定する研修を受講した人	月曜日から金曜日まで 700 円 土・日・祝休日、年末年始 900 円

11 3 歳未満児幼稚園定期預かり事業

【保育入園課】

保育が必要な満 3 歳未満の児童を対象に、3 歳児以降の預かり保育の体制も充実している一部の幼稚園で定期的な預かりを実施している。

○実施園

実施園名	住所	実施日・時間	定員
古和釜幼稚園	松が丘 4-32-1	月～金 8:00～18:00	満 1 歳 6 名 満 2 歳 12 名
みどり台幼稚園	緑台 2-6	月～金 9:00～18:00	満 2 歳 6 名
英進幼稚園	みやぎ台 3-10-10	月～金 8:00～18:00	満 2 歳 6 名
船橋ひかり幼稚園	二子町 498	月～金 7:30～19:00	満 1 歳、満 2 歳 計 12 名

3 児童福祉（施設・相談業務）

1 子育て支援センター

【地域子育て支援課】

子育ての相談や情報の提供、保護者同士の交流会、子どもの遊び場の提供などを通じ、子育てをする人の支援をしている。

施設名	南本町子育て支援センター	高根台子育て支援センター
所在地	南本町 10-1	高根台 2-1-1
開設年月日	平成 12. 10. 1	平成 14. 11. 16
施設概要	※740.38 m ² 、遊戯室等	382 m ² 、遊戯室等
職員	12 人	14 人

※建物面積には「老人憩の家」分を含む。

2 児童ホーム

【地域子育て支援課】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置している。児童ホームを利用できる者は、18歳未満の児童で、未就学児については、保護者同伴を必要とする。

○児童ホーム一覧

番号	名称	設置年月日	建物面積	建物設備	建設費	職員
1	前原	昭和 42. 6. 1	903.13 m ²	体育室、遊戯室、図書室等	250,026 千円	6 人
2	高根台	44. 4. 1	777.60	遊戯室、図書室等	—	5
3	習志野台	48. 11. 1	518.40	体育室、遊戯室、図書室等	—	4
4	金杉台	54. 4. 1	470.54	〃	63,322	4
5	若松	55. 4. 1	372.35	遊戯室、図書室等	61,522	4
6	西船	56. 4. 1	545.80	体育室、遊戯室、図書室等	110,163	4
7	小室	56. 4. 1	548.71	〃	72,954	4
8	三山	57. 4. 1	549.92	〃	112,330	4
9	八木が谷	58. 4. 1	562.51	〃	114,200	4
10	松が丘	59. 4. 1	551.64	〃	119,403	4
11	飯山満	60. 4. 1	562.55	〃	140,503	4
12	夏見	61. 4. 1	570.00	〃	129,148	5
13	塚田	62. 4. 1	563.09	〃	140,000	7
14	宮本	63. 4. 1	682.89	〃	250,000	7
15	三咲	平成元. 4. 1	579.02	〃	186,880	7
16	新高根	2. 4. 1	669.47	〃	231,368	6
17	薬円台	3. 4. 1	798.24	〃	324,000	7
18	海神	5. 10. 1	707.29	〃	361,992	4
19	法典	8. 4. 1	541.98	〃	252,573	4
20	本中山	20. 4. 1	510.58	〃	186,043	5
21	坪井	30. 10. 27	724.12	〃	394,004	5

※建物面積には「老人憩の家」分を含む。（但し、1～4 及び 19、21 の児童ホームを除く）

※前原児童ホーム（平成 15 年 9 月 20 日建替）

3 放課後ルーム事業

【地域子育て支援課】

保護者が就労や病気などのため、放課後家庭で子どもだけになってしまう小学 1 年生から 6 年生の児童に遊びと生活の場を用意し、子どもたちの心身の健全な育成を図ることを目的とし、全小学校区 55 カ所で放課後ルームを開設している。

地域子育て部・こども家庭部

○放課後ルーム一覧

番号	放課後ルーム名	住所	電話番号
1	船橋放課後ルーム	本町 4-17-20 (船橋小学校内)	(422)0688
2	湊町放課後ルーム	湊町 1-16-5 (湊町小学校内)	(435)0674
3	南本町放課後ルーム	栄町 1-7-1 (南本町小学校内)	(437)7900
4	宮本放課後ルーム	宮本 7-10-1 (宮本小学校内)	(421)3170
5	若松放課後ルーム	若松 3-2-3 (若松小学校内) 若松 3-3-4 (青少年会館内)	(437)0008
6	峰台放課後ルーム	宮本 6-33-1 (峰台小学校内)	(422)8139
7	市場放課後ルーム	市場 1-5-1 (市場小学校内)	(425)2376
8	海神放課後ルーム	海神 2-6-5 (海神小学校内)	(434)2539
9	西海神放課後ルーム	海神 5-19-36 (西海神小学校内) 海神 5-20-16	(431)2226
10	海神南放課後ルーム	海神町南 1-1510 (海神南小学校内)	(431)7841
11	葛飾放課後ルーム	印内 1-2-1 (葛飾小学校内)	(435)7739
12	小栗原放課後ルーム	本中山 3-16-12 (小栗原小学校内)	047(335)8664
13	八栄放課後ルーム	夏見 5-27-1 (八栄小学校内) 夏見 5-26-21	(421)1167
14	夏見台放課後ルーム	夏見台 2-12-1 (夏見台小学校内)	(429)2318
15	高根放課後ルーム	高根町 2895 (高根小学校内)	(429)3405
16	高根東放課後ルーム	新高根 1-17-1 (高根東小学校内)	(464)2357
17	金杉放課後ルーム	金杉 8-10-1 (金杉小学校内)	(440)3283
18	三咲放課後ルーム	二和東 5-39-1 (三咲小学校内)	(447)2061
19	二和放課後ルーム	二和東 1-9-11 (二和小学校内)	(440)4777
20	八木が谷放課後ルーム	八木が谷 2-3-1 (八木が谷小学校内)	(449)1419
21	八木が谷北放課後ルーム	八木が谷 4-13-1 (八木が谷北小学校内)	(447)2497
22	咲が丘放課後ルーム	咲が丘 1-22-1 (咲が丘小学校内)	(448)6026
23	金杉台放課後ルーム	金杉台 2-1-7 (金杉台小学校内)	(447)3350
24	法典放課後ルーム	藤原 5-2-1 (法典小学校内)	(430)3378
25	丸山放課後ルーム	丸山 4-43-1 (丸山小学校内)	(430)1463
26	法典東放課後ルーム	丸山 5-25-1 (法典東小学校内)	(438)1955
27	法典西放課後ルーム	上山町 1-111-5 (法典西小学校内)	047(337)0505
28	塚田放課後ルーム	前貝塚町 610-4 前貝塚町 565-11	(430)5291
29	行田東放課後ルーム	行田 2-4-1 (行田東小学校内)	(430)1917
30	行田西放課後ルーム	行田 3-4-1 (行田西小学校内)	(439)3220
31	前原放課後ルーム	前原西 2-28-1 (前原小学校内)	(477)1513
32	中野木放課後ルーム	中野木 2-19-1 (中野木小学校内) 前原西 6-1-12 (前原児童ホーム内) 前原西 4-30-22	(471)6734
33	二宮放課後ルーム	前原東 5-9-3 (二宮小学校内)	(474)4410
34	飯山満放課後ルーム	飯山満町 3-1394-3 (飯山満小学校内)	(468)6590
35	飯山満南放課後ルーム	飯山満町 1-954-4 (飯山満南小学校内)	(421)1918
36	芝山東放課後ルーム	芝山 3-19-1 (芝山東小学校内)	(464)1591
37	芝山西放課後ルーム	芝山 2-4-1 (芝山西小学校内)	(461)2847
38	七林放課後ルーム	七林町 128-11	(467)6150
39	薬円台放課後ルーム	薬円台 4-5-1 (薬円台小学校内)	(461)2845
40	薬円台南放課後ルーム	薬円台 2-18-1 (薬円台南小学校内)	(464)6127
41	田喜野井放課後ルーム	田喜野井 4-33-1 (田喜野井小学校内)	(464)4472
42	三山放課後ルーム	三山 2-42-1 (三山小学校内)	(477)5198

43	三山東放課後ルーム	三山 6-32-1 (三山東小学校内)	(474)5398
44	高根台第二放課後ルーム	高根台 5-2-1 (高根台第二小学校内)	(469)4481
45	高根台第三放課後ルーム	高根台 1-4-1 (高根台第三小学校内)	(469)0180
46	高郷放課後ルーム	西習志野 1-47-1 (高郷小学校内)	(466)4557
47	習志野台第一放課後ルーム	習志野台 2-51-1 (習志野台第一小学校内) 習志野台 3-4-1 (習志野台児童ホーム内)	(466)3657
48	習志野台第二放課後ルーム	習志野台 5-43-1 (習志野台第二小学校内)	(461)1239
49	古和釜放課後ルーム	松が丘 3-42-1 (古和釜小学校内)	(469)0155
50	坪井放課後ルーム	坪井町 747-1 (坪井小学校内)	(464)6711
51	大穴放課後ルーム	大穴南 2-7-1 (大穴小学校内)	(465)2591
52	大穴北放課後ルーム	大穴北 1-7-1 (大穴北小学校内)	(449)2090
53	豊富放課後ルーム	豊富町 1-1 (豊富小学校内)	(457)0722
54	小室放課後ルーム	小室町 3001	(457)9019
55	塚田南放課後ルーム	行田 1-50-1 (塚田南小学校内)	(439)5890

4 母子・父子福祉センター

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭等に対し、各種の相談に応ずるとともに生活指導等を行う。また、編物教室を実施するとともに、母子家庭等就業・自立支援センター事業としてパソコン技能習得講習等の講習会も行う。

5 家庭児童相談室

【児童相談所開設準備課】

家庭における養育や児童虐待等に関する個別相談を行うとともに、グループでの指導等を行う。

○職員 67 人（常勤職員 52 人、会計年度任用職員 15 人）※令和 7 年 4 月 1 日現在

○相談件数 1,429 件（令和 6 年度）

6 子育て世代包括支援センター「ふなここ」

【児童相談所開設準備課】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、各種相談に応じるとともに、医療機関や子育て支援機関、学校などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努める。

○令和 6 年度実績 相談延件数：1,748 件

7 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

【児童相談所開設準備課】

低所得世帯の方が妊娠判定のために産科医療機関を受診した費用（初回産科受診料）の一部を助成。妊婦の経済的な負担軽減を図るとともに、状況を継続的に把握する。面談等を通じて妊婦の相談に応じ、必要な支援につなげる。

○令和 6 年度実績 2 件

8 女性相談室

【こども家庭支援課】

女性が抱える悩みについて、女性相談支援員が相談に応じる。

種類	利用状況（令和 6 年度）	
	面接相談	電話相談
女性相談	531 件	2,284 件

9 ヤングケアラー支援事業

【こども家庭支援課】

ヤングケアラーを支援するためコーディネーターを配置し相談等を実施するとともに、関係機関と連携し必要な支援につなげる。また、ヤングケアラーの周知啓発を図るため、関係機関に対する講演会や研修を実施する。

4 児童福祉（手当・助成等）

1 児童手当（国の制度）

【子育て給付課】

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給する。

○対象 高校生年代（18歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している者

○金額 児童1人あたりの月額（所得制限なし）

3歳未満 15,000円

3歳以上 10,000円

第3子以降 一律30,000円

○その他 市内に住民登録し、居住していること。児童が国内に住民登録があること（留学を除く）。監護生計関係があること（児童の生活について監督、保護を行っていること、かつ、児童と児童を養育している者との間に生活の一体性があること）。

2 子ども医療費助成（県の補助制度）

【子育て給付課】

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

○対象 0歳から高校生年代（18歳到達後最初の3月31日）までの子どもが入通院した場合の保護者。生活保護受給世帯は除く。

○助成額 保険診療の自己負担額から、高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から子ども医療費自己負担金を控除した額。

○自己負担金 通院1回、入院1日につき300円（ただし、市民税所得割非課税世帯の自己負担金は無料）、調剤無料

※同一医療機関で月毎に入院は10日、通院は5回を超えて以降無料

3 小学校及び中学校入学援助金（市の制度）

【子育て給付課】

市民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯等で小学校、中学校等に入学する児童と同居し、かつ、その生計を維持している者に支給する。ただし、母子家庭、父子家庭等児童入学及び就職祝金受給世帯と、生活保護受給世帯は除く。

○金額 児童1人につき、次の区分により支給する。（令和7年4月入学者）

区分	小学校入学児童	中学校入学児童
支給額	2,000円	5,000円

4 大学等受験料・模擬試験受験料支援事業

【子育て給付課】

経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、受験生を扶養する世帯に対し、大学等の受験料や受験に向けて受ける模擬試験の受験料について支援金を支給する。

対象 申請日時時点で、対象のこどもを扶養し次の（１）～（３）のいずれかの要件に該当する世帯で、申請者またはこどもの住民票が船橋にあり、かつ居住する世帯。

- （１） 児童扶養手当受給世帯または同等の所得水準のひとり親家庭及び養育者家庭の世帯
- （２） （１）以外の世帯で、申請する年度分の市民税が非課税または免除されている世帯
- （３） 生活保護世帯

金額 ○大学等受験料 ・高校３年生等１人あたり 53,000 円上限
○模擬試験受験料 ・高校３年生等１人あたり 8,000 円上限
・中学３年生１人あたり 6,000 円上限

5 児童福祉施設入所費用等助成（市の制度）

【子育て給付課】

児童福祉施設等に入所または里親等へ委託措置されている児童の保護者に入所に要する費用を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

○対象 児童福祉施設等に入所または里親等へ委託措置されている児童の保護者であって、市内在住かつ住民基本台帳に記録され、現に利用者負担額等を納入している者。

○助成月額 保護者の所得に応じて 2,200 円～18,000 円。

6 認可外保育施設通園児補助金（市の制度）

【保育入園課】

認可外保育施設（※）に通園している乳幼児の保護者に対し、補助金を交付し、保護者の負担軽減を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

※国が定める認可外保育施設監督基準を満たした旨の証明書の交付を受けた施設に限る。

○対象 0 歳から 2 歳児クラスの市民税課税世帯であり、保護者のいずれもが、月 64 時間以上就労している等の保育を必要とする要件があり、乳幼児について認可外保育施設と月 64 時間以上通園する契約をしている保護者。

○金額 保護者が負担した利用料とし、交付限度額は月額 30,000 円とする。

○その他 市内に居住し、かつ住民登録があること。

7 施設等利用費助成（国の制度）

【保育入園課】

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等を利用する乳幼児の保護者に対し、利用料の一部を助成する。

○対象者 保育を必要とする事由の認定を受けた方。

施設等利用給付認定第 2 号：3～5 歳児クラス

施設等利用給付認定第 3 号：0～2 歳児クラスの市民税非課税世帯

○対象施設 幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等（認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター）

○金額

(月額上限)

	預かり保育	認可外保育施設等
3～5 歳児クラス (施設等利用給付認定第 2 号)	11,300 円	※ 37,000 円
0～2 歳児クラス (市民税非課税世帯) (施設等利用給付認定第 3 号)	16,300 円	※ 42,000 円

※幼稚園等と併用している場合、上記の上限金額と異なる。また、幼稚園等の預かり保育の実施体制により給付対象外となることがある。

8 多様な集団活動利用支援事業費補助金(国の制度)

【保育入園課】

地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動事業を利用する児童の保護者に対し、利用料の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

- 対象 多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等を利用する満 3 歳以上の児童のうち、1 日 4 時間以上週 5 日以上、年間 39 週以上利用する児童の保護者。
- 金額 保護者が負担した利用料とし、交付限度額は月額 20,000 円とする。
- その他 市内に居住し、かつ住民登録があること。
幼児教育・保育無償化等の対象外であること。

5 母子等福祉（助成・手当・祝金・貸付）

ひとり親家庭等世帯数（児童扶養手当認定者数）

2,989 世帯（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1 ひとり親家庭等医療費助成（県の補助制度）

【子育て給付課】

ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、福祉の増進を図る。

- 対象 離婚や死別、未婚等により、両親またはどちらかの親と生計をともにしていない児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで。一定の障害がある場合は 20 歳未満）を養育している、ひとり親家庭の母または父、祖父母等の養育者及び当該児童。
- 助成額 保険診療の自己負担額から、高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から、自己負担金を控除した額
- 自己負担金 通院 1 回、入院 1 日につき 300 円（ただし、市民税所得割非課税世帯の自己負担金は無料）、調剤無料
- その他 所得制限あり。生活保護受給世帯は除く。
- 受給者 2,155 世帯（令和 7 年 4 月 1 日現在）

2 児童扶養手当（国の制度）（令和 7 年 4 月 1 日現在）

【子育て給付課】

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○対象 次の状況にある 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日（一定の障害がある場合、20 歳未満）までの間にある児童を監護している母または、児童を監護し、かつ生計が同一である父、または祖父母等の養育者。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡、重度障害、生死不明、1 年以上拘禁、保護命令を受けた児童
- ③父または母が 1 年以上遺棄している児童
- ④未婚の母の児童
- ⑤その他

○手当額（月額）（令和 7 年 4 月 1 日現在）

児童 1 人目 全部支給 46,690 円
一部支給 46,680～11,010 円

児童 2 人目以降 1 人につき 11,030～5,520 円加算

※児童 1 人目の手当額及び児童 2 人目以降の加算額については、受給者の所得額（養育費の受取額 80% を含む）により 10 円単位で算定される。また、受給者または同居の扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹）の所得が所得制限限度額以上の場合は全部支給停止となる。

○その他 公的年金等を受給している方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の手当を受給できる。

○受給者 2,380 世帯（4 月 1 日現在）

3 母子家庭、父子家庭等児童入学及び就職祝金（市の制度）

【子育て給付課】

母子家庭、父子家庭等において小、中学校、高等学校等に入学する児童ならびに中学校を卒業し就職する児童を養育する者に対し、入学・就職に要する費用の負担軽減を図り、母子家庭、父子家庭等の福祉増進に寄与することを目的とする。

○対象 小、中学校、高等学校等に入学する児童または中学校卒業と同時に就職する児童を養育している母子・父子家庭及び祖父母等の養育者。ただし、小学校及び中学校入学援助金受給世帯と、生活保護受給世帯は除く。

○金額 児童 1 人につき、次の区分により支給する。（令和 7 年 4 月入学者）

区分	小学校入学児童	中学校・高等学校入学及び就職児童
支給額	2,000 円	5,000 円

4 遺児手当（市の制度）

【子育て給付課】

父母または父もしくは母と死別した義務教育終了前の児童を養育している者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○金額……遺児 1 人につき、次の区分により支給する。

区分	乳幼児	小学生	中学生
月額	7,000 円	7,500 円	8,000 円

○その他……所得制限あり。

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付（国の制度）

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父またはその扶養している児童及び寡婦またはその扶養している子等に対し、経済的自立の助成と、生活意欲の助長を図り、あわせて、その扶養している児童等の福祉を増進するため、修学資金、就学支度資金、技能習得資金等 12 資金の貸付を行う。

6 母子等福祉（就労・生活の支援）

1 母子家庭等就業・自立支援センター事業

【こども家庭支援課】

○パソコン技能習得講習

就職に有利なパソコン技能を習得するため、ワード・エクセル等の講習をレベルに応じたコースに分けて開催する。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（義務教育を終了した 20 歳未満の児童）並びに寡婦、離婚前に支援が必要な者

○就職準備・離転職セミナー

就職・転職活動に役立つセミナーを開催する。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（義務教育を終了した 20 歳未満の児童）並びに寡婦、離婚前に支援が必要な者

○資格取得講習

就職に有利な資格を短時間・短期間で取得することを目的とした講習会を開催する。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（義務教育を終了した 20 歳未満の児童）並びに寡婦、離婚前に支援が必要な者

2 母子家庭等自立支援給付金事業

【こども家庭支援課】

○自立支援教育訓練給付金

対象となる教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母及び父子家庭の父に対して訓練修了後、訓練給付金を支給する。

対象 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

対象講座 雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座

金額 受講料の 60%（上限 200,000 円、下限 12,000 円）※一般教育訓練の場合
同様の給付金との併給調整あり

○高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関で修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、生活費の負担軽減のための給付金を支給する。

対象 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準（なお、所得水準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り引き続き対象者とする。）の母子家庭の母及び父子家庭の父で、養成機関において修業している資格の取得が見込まれる者

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

支給期間 修業期間のうち上限 48 月

金額 月額 100,000 円（市町村民税非課税世帯）、70,500 円（市町村民税課税世帯）

3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

【こども家庭支援課】

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個別の面談を通して、受給者の状況やニーズに応じた母子・父子自立支援プログラムを策定し、継続的な自立・就業支援を行う。

4 ひとり親家庭等生活向上事業

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭等の生活の向上を目的とするライフプランセミナーの開催や、ひとり親同士の情報交換を目的とした交流事業を実施する。

対象 母子家庭・父子家庭並びに寡婦

5 ひとり親家庭等の中学生への学習支援

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭等の中学生に対し、学習支援をするとともに、進学、進路その他の相談を通じ、ひとり親家庭等の不安感を解消し、自立を支援する。

対象 児童扶養手当受給世帯または同程度の所得水準である世帯
就学援助の認定を受けている世帯
生活保護を受けている世帯

6 ホームヘルパーの派遣

【こども家庭支援課】

市内に居住する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が疾病その他の理由により、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合、食事の世話等の生活援助を行うホームヘルパーを派遣する。

7 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（義務教育を終了した 20 歳未満の児童）が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、講座を受講する場合に、給付金を支給する。

対象 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者
金額 受講開始時給付金 受講料の 40%相当額（上限 100,000 円、下限 4,000 円）
受講修了時給付金 受講料の 50%相当額から受講開始時給付金相当額を差し引いた額
（上限 受講開始時給付金とあわせて 125,000 円、下限 4,000 円）
合格時給付金 受講料の 10%相当額
（上限 受講開始時給付金・修了時給付金とあわせて 150,000 円）
※上限金額は、通信制の場合

8 養育費等支援事業

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭等の養育費の確保を図るため、養育費・親子交流等に関するセミナーの開催や、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行等に関する法律相談を実施する。また、養育費の取り決めのための公正証書や調停調書の作成費、裁判外紛争解決手続き（ADR）の利用料や、養育費保証契約に係る保証料に対し補助金を交付するほか親子交流支援機関を活用して親子交流を行った際の利用料を補助する。

9 ひとり親家庭等の高校生へのキャリア支援及び学習支援

【こども家庭支援課】

児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、就学援助認定相当の収入の世帯の高校生等に対し、勉強や進学
の意欲向上につながるセミナーや、ロールモデルを獲得するための社会人によるセミナー、現役大学生等
との交流体験等を実施し、将来の夢ややりたいことを考えるきっかけづくりをサポートする、セミナー型キ
ャリア支援を実施する。

また、オンライン学習アプリとタブレット端末の貸与による学習環境の提供を行うとともに、市内3カ所・
週2回の学習教室を実施する。

10 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【地域子育て支援課】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実
施施設において必要な養育を行う、短期入所生活援助事業、夜間養護事業、休日預かり事業を実施している。

○対象 本市に居住し、かつ住民登録のある1歳から18歳未満の児童

○実施施設 母子生活支援施設「青い鳥ホーム」